

資料6 平成2年6月8日 厚生省収健政第147号

日本柔道整復師協同組合設立認可書

本件は、本来、既に「公益法人社団法人」資格を持っている日整にはあまり意味は無し。

だが、日本接骨師会の法人化に対して反対とし、国と呼応し、日本接骨師会認可妨害の時間稼ぎ申請認可である。

その妨害の証明のひとつが「平成元年11月16日付け申請」で、日本接骨師会の平成元年11月14日の僅か二日後の申請である。

国（厚生省）の日本接骨師会へは妨害の数々に対し、社団法人日整への認可は翌年6月8日の厚遇で、日本接骨師会より速い認可です。

厚生省収健政第147号

日本柔道整復師協同組合設立認可書

日本柔道整復師協同組合
設立代表者 小倉八郎

平成元年11月16日付けで申請のあった日本柔道整復師協同組合の設立を中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第27条の2第1項の規定に基づき認可する。

平成2年6月8日

厚生大臣 津島 雄

